

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）第1編（国際分類例規）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0813.20	1.(省略)	0813.20	1.(同左)
0902.20	<p>1. 乾燥した茶の花 <u>本品は、植物学上の茶属 (genus <i>Thea</i>) の灌木から得られる。薬用に使用されるか否かを問わない。</u> <u>通則1及び6を適用</u></p>		(新規)
1517.90	2.(省略)	1517.90	2.(同左)
1517.90	<p>3. 低エルカ酸菜種油（カノーラ油）からなる調製品 <u>本品は、低エルカ酸菜種油（カノーラ油）に乾燥チリペッパー（ニサヤ）と黒こしょう粒（約10%（体積比））を加えたものである。約250ミリリットルのガラス瓶に入れられている。</u> <u>通則1及び6を適用</u></p> 		(新規)
2208.90	2.(省略)	2208.90	2.(同左)
2208.90	<p>3. アルコール飲料 <u>本品は、アルコール分が30%の飲料で、りんごの発酵酒30%（アルコール分6%）、エチルアルコール29.4%（アルコール分96%）、しょうが抽出物2%（体積比）、砂糖（0.90%未満）、カラメル着色料及び水を含む。</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）第 1 編（国際分類例規）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3402.90	<u>通則 1 及び 6 を適用</u> 1 .(省 略)	3402.90	1 .(同 左) (新 規)
3504.00	<u>1 .濃縮ミルクたんぱく質調製品</u> 本品は、ミルクたんぱく質（乾燥状態で、全重量の 92%（カゼイン 77%、ホエイたんぱく質 15%））からなるもので、脂肪（1.5%未満）、灰分（4.5%未満）及び水（6%未満）を含む。様々な食料調製品のたんぱく質強化に使用される。 <u>通則 1 を適用</u>	3907.20	2 .(同 左) (新 規)
3907.20	<u>3 .Pegfilgrastim(INN)</u> <u>(N-(3-hydroxypropyl)methionyl colony-stimulating factor (human), 1-ether with -methyl- -hydroxypoly(oxyethylene))</u> 本品は、持続型のフィルグラストム（INN）（ヒト顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF））の形態を持ち、20kDaのポリ（エチレングリコール）一分子が、還元的アミノ化と呼ばれる反応によりフィルグラストムポリペプチド鎖のアミノ末端基のメチオニン残基と共有結合することにより製造される。ペグフィルグラストムは、フィルグラストムと同様、骨髄中の好中球の増殖と成熟を調節する物質であり、好中球減少症での細菌感染に対する体内の効果的な防御システムを回復することを助ける。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）第 1 編（国際分類例規）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6110.20 1. (省 略)</p> <p><u>6110.30 1. サッカーのゴールキーパー用ニットジャージー</u></p> <p>本品（ポリエステル 100%）は、ウエストの下まで届き、ラグラン長袖と開襟でなくすきまなくフィットする丸いネックラインを有する。本品には、最小限の保護のための肘パッドが縫い付けられており、袖口はゴム編みになっている。裾は縁縫いが施されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>6110.20 1. (同 左)</p> <p>(新規)</p>
<p>6114.30 1. (省 略)</p> <p><u>6211.33 1. ペイントボール用パンツ（ズボン）</u></p> <p>本品は、ペイントボール競技の際に着用するためのもので、肉眼では判別できない防水加工が施された主に織物（ポリエステル 70%、ナイロン 30%）からなり、股間部と大腿部はニットメッシュになっている。本品は、ウエストハーネスを適当な位置に保つためのゴム製の滑り止めを有し、ひざ上部には動きやすいように伸縮性を出す縫い目があり、通気孔、保護用の覆い（左前のもの）が付いたジッパー、調節可能なベルト、横にスラッシュポケット及び脚部にパッチポケットが付いている。擦傷防止及びペイントボールからの保護のために、股間部とひざ部には紡織用繊維製のパッドが付いている。</p> <p><u>通則 1 及び 6（第 62 類注 8 及び第 54 類注 1）を適用</u></p>	<p>6114.30 1. (同 左)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）第 1 編（国際分類例規）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8504.40			
8504.40	<p>1 .(省 略)</p> <p>2 . 電力モジュール <u>本品は、サーミスタを含む 3 つの抵抗器及びその他の受動素子、6 個のトランジスタ、6 個のダイオード及び 4 つの集積回路からなる。これらの部品はすべて別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流を三相の電気モーターに供給するために、電流を切り換える機能を有する。例えば、洗濯機や空気調節装置のような民生機器に用いられる。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>8504.40</p> <p>1 .(同 左)</p>	<p>(新 規)</p>
8504.40	<p>3 . 電力モジュール <u>本品は、抵抗器又はサーミスタを含まないその他の受動素子、6 個のトランジスタ、6 個のダイオード及び 4 つの集積回路からなる。これらの部品はすべて別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流を三相の電気モーターに供給するために、電流を切り換える機能を有する。例えば、洗濯機や空気調節装置のような民生機器に用いられる。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		<p>(新 規)</p>
8504.40	<p>4 . 電力モジュール <u>本品は、金属酸化物膜半導体電界効果トランジスタとトランジスタを制御し保護するためのモノリシック集積回路からなる。これらの部品は別々のブ</u></p>		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）第 1 編（国際分類例規）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8504.40	<p>口セスによって製造され、銅のリードフレーム上に水平又は垂直に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流をスイッチング電源のフォワードコンバーターの一次側から二次側へ切り換えるものである。例えば、充電器及びアダプター、携帯電話、携帯情報端末（PDA）不揮発性半導体記憶装置を自藏する機器（例えば、「MP3プレイヤー」）モニター並びに自動データ処理機械に用いられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>5. 電力モジュール 本品は、金属酸化物膜半導体電界効果トランジスタとトランジスタを制御し保護するためのモノリシック集積回路からなる。これらの部品は別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に水平に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、入力基準電圧に基づく出力電圧の維持及び制御を行うリニアレギュレータとして機能する。例えば、充電器及びアダプター、携帯電話、携帯情報端末（PDA）不揮発性半導体記憶装置を自藏する機器（例えば、「MP3プレイヤー」）モニター並びに自動データ処理機械に用いられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	
9503.00	3.（省 略）	9503.00 3.（同 左）
9503.00	4. 化粧品キット 本品は、模造ネイルエナメルの入った二つの瓶、イヤリング一組、指輪、メダル付のチェーン（開けるとネイルエナメルの瓶一本分のスペースが現れる）から成る。金属製のチェーンを除いたこれら物品の全てがプラスチック製で、遊戯目的で紙箱に入った小売用のものである。	9503.00 4. 化粧品キット 本品は、模造ネイルエナメルの入った二つの瓶、イヤリング一組、指輪、メダル付のチェーン（開けるとネイルエナメルの瓶一本分のスペースが現れる）から成る。金属製のチェーンを除いたこれら物品の全てがプラスチック製で、遊戯目的で紙箱に入った小売用のものである。
	<u>通則 1 を適用</u> (省 略)	<u>通則 1 及び 6 を適用</u> (同 左)
9503.00	6.（省 略）	9503.00 6.（同 左）
9503.00	7. 子供用テント 本品は、屋内外において、子供が使用する小型（高さ0.95 メートル、底面の幅1.15 メートル及び奥行き1.25 メートル）の遊戯用テントで、ナイロンで被覆された編物のシート、プラスチック製の管のフレーム及び屋外で使用する際にテントを固定する小型のメタルロッドからなる。	9503.00 7. 子供用テント 本品は、屋内外において、子供が使用する小型（高さ0.95 メートル、底面の幅1.15 メートル及び奥行き1.25 メートル）の遊戯用テントで、ナイロンで被覆された編物のシート、プラスチック製の管のフレーム及び屋外で使用する際にテントを固定する小型のメタルロッドからなる。
	<u>通則 1 (95.03 項本文及び第11 部注 1 (t)) を適用</u> (省 略)	<u>通則 1 (95.03 項本文及び第11 部注 1 (t)) 及び通則 6 を適用</u> (同 左)